

消費税率の引き上げに伴う、施設使用料改定について

消費税率が 10%に改定されることに伴い、太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例(平成 4 年条例第 13 号)が改正されます。10 月 1 日(火曜日)以降、使用料金について以下の通り、改定いたします。

(単位 円)

区分	時間	使用料	30 分超過料	備考
大人	1 時間	230	110	
中・高校生	1 時間	160	80	
小学生	1 時間	110	50	
幼児		110		1 回につき
占用使用	1 時間	3,140	1,040	1 コースにつき
アスレチックジム	1 時間	100	50	
ロッカー		50		1 回につき